

北海道 十勝 清水町

補助金等ハンドブック



北海道清水町

平成29年5月

目次

保健・医療・福祉分野

(1) 乳幼児等医療費助成制度	P 1
(2) ひとり親家庭等医療費助成制度	P 1
(3) 重度心身障害者医療費助成制度	P 2
(4) 国民健康保険出産育児一時金	P 2
(5) 腎臓機能障害者通院交通費助成制度	P 3
(6) 障害者施設通所交通費助成制度	P 3
(7) 重度身体障害者タクシー乗車券助成事業	P 4
(8) 心身障害児通所等交通費助成制度	P 4
(9) 高齢者タクシー乗車券助成事業	P 5
(10) 高齢者介護用品購入費助成事業	P 5
(11) インフルエンザ予防接種費用助成事業	P 6
(12) おたふくかぜ予防接種費用助成事業	P 6
(13) 特定不妊治療費助成事業	P 7
(14) 不育症治療費助成事業	P 7
(15) 妊婦健康診査受診費用助成事業	P 8
(16) 育成医療制度	P 8

子育て分野

(17) 子育て世帯定住促進住宅取得奨励金交付事業	P 9
(18) 紙おむつ購入費助成事業	P 10
(19) 子育てサポートしみず制度	P 10
(20) 乳児保育金制度	P 11
(21) 児童手当	P 11
(22) 児童扶養手当	P 12
(23) 特別児童扶養手当	P 13
(24) その他取り組み（保育所等保育料第二子無料化、学童クラブ保育料の無料化）	P 14

産業振興分野

(25) 起業・雇用促進補助金	P 15
(26) 住宅リフォーム・太陽光発電システム導入奨励金交付事業	P 16
(27) 新規開店者・空き店舗活用開店者支援事業補助金	P 17
(28) 農業施設整備奨励事業	P 18
(29) 農畜産物等製品化分析費用補助金	P 19

生活環境分野

- | | |
|---------------------|------|
| (30) 農村浄化槽設置推進事業補助金 | P 20 |
| (31) 家庭用浄水器等設置費補助金 | P 21 |
| (32) 木造住宅耐震改修等補助金 | P 22 |
| (33) 廃屋解体撤去事業補助金 | P 23 |

教育・文化分野

- | | |
|--------------------|------|
| (34) 奨学金貸付事業 | P 24 |
| (35) 就学奨励費支給事業 | P 25 |
| (36) 特別支援就学奨励事業 | P 26 |
| (37) 幼稚園就園奨励事業 | P 26 |
| (38) 父母負担軽減事業 | P 27 |
| (39) 中学生各種大会派遣助成事業 | P 27 |
| (40) マイプラン講座事業 | P 28 |

<p>【制度名】</p> <p>乳幼児等医療費助成制度</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>中学卒業までの子どもの医療費（保険適用分のみ）を助成します。対象者には受給者証を交付します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>中学卒業までの子ども</p>
<p>【補助額】</p> <p>入院、通院にかかる医療費（保険適用分のみ）を全額助成</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>印鑑、健康保険証</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>未就学児は十勝管内、小中学生は清水町内で受診の際は、医療機関へ受給者証を提示することで医療機関において処理されます。</p> <p>未就学児が十勝管外、小中学生が清水町外で受診の場合は、一度自己負担分（未就学児は2割相当、小中学生は3割相当額）を支払いいただき、医療機関の領収証、印鑑、健康保険証、通帳を持参し申請していただき、後日振込みで支給します。</p>
<p>■担当部署</p> <p>町民生活課保険係 電話：0156-62-1151</p>

<p>【制度名】</p> <p>ひとり親家庭等医療費助成制度</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>子どもが18歳に達する年度末までの母と子、または父と子の医療費（保険適用分のみ）を助成します。対象者には受給者証（市町村民税非課税世帯の受給者へは緑色の受給者証、課税世帯の受給者へは黄色の受給者証）を交付します。ただし、親は入院のみが対象です。</p>
<p>【対象者】</p> <p>子どもが18歳に達した日の属する年度末まで（進学等により引き続き子どもを扶養している場合は20歳に達した日の属する月末まで延長することができます。）</p>
<p>【補助額】</p> <p>（市町村民税非課税世帯の受給者及び未就学児）</p> <p>入院、通院にかかる医療費（保険適用分のみ）のうち、初診の際の一部負担金（医療580円、歯科510円、柔整270円）のみを自己負担していただき、残りを助成します。</p> <p>（市町村民税課税世帯の受給者）</p> <p>医療費の1割に相当する額のみを負担していただき、残りを助成します。</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>印鑑、健康保険証</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>道内で受診の際は、医療機関へ受給者証を提示することで、一部負担金（初診時一部負担金または1割相当額）のみを支払いいただきます。</p> <p>道外で受診の際は一度自己負担分（3割相当額）を支払いいただき、医療機関の領収証、印鑑、受給者証、健康保険証、通帳を持参し申請していただき、後日振込みで支給します。</p>
<p>■担当部署</p> <p>町民生活課保険係 電話：0156-62-1151</p>

<p>【制度名】</p> <p>重度心身障害者医療費助成制度</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>重度の障害と認定された方の医療費（保険適用分のみ）を助成します。対象者には受給者証（市町村民税非課税世帯の受給者へは緑色の受給者証、課税世帯の受給者へは黄色の受給者証）を交付します。</p>
<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者…身体障害者手帳 1 級、2 級、内臓障害の 3 級の交付を受けた方 ・知的障害者…療育手帳 A の交付を受けた方 ・精神保健福祉手帳 1 級の交付を受けた方（ただし、入院医療は対象外）
<p>【補助額】</p> <p>（市町村民税非課税世帯の受給者） 入院、通院それぞれ初診の際の初診時一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円、柔整 270 円）のみを自己負担していただき、残りを助成します。</p> <p>（市町村民税課税世帯の受給者） 医療費 1 割に相当する額のみを負担していただき、残りを助成します。</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>印鑑、健康保険証</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>道内で受診の際は、医療機関へ受給者証を提示することで、一部負担金（初診時一部負担金または 1 割相当額）のみを支払いただきます。</p> <p>道外で受診の場合は、一度自己負担分（3 割相当額）を支払いいただき、医療機関の領収証、印鑑、受給者証、健康保険証、通帳を持参し申請していただき、後日振込みで支給します。</p>
<p>■担当部署</p> <p>町民生活課保険係 電話：0156-62-1151</p>

<p>【制度名】</p> <p>国民健康保険出産育児一時金</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>清水町国民健康保険被保険者の出産費用に対し助成します。（国保世帯主に交付します。）</p>
<p>【対象者】</p> <p>清水町国民健康保険被保険者（国保世帯主）</p>
<p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一律 404,000 円を支給します。（産科医療補償制度加入医療機関での出産は 16,000 円を加算して支給します。） ・医療機関による受領委任払制度利用の際は、404,000 円から本人負担分を差し引いた差額分を支給します。
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>領収証、印鑑</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>医療機関での支払 → 役場窓口で申請 → 確認後、本人に支給</p>
<p>■担当部署</p> <p>町民生活課保険係 電話：0156-62-1151</p>

<p>【制度名】</p> <p>腎臓機能障害者通院交通費助成制度</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>腎臓の機能障害を有する者が人工透析療法による医療の給付を受けるため、町外の医療機関への通院に要した交通費を助成します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>次の（１）、（２）いずれにも該当する者</p> <p>（１）町内に居住する腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた者で、腎臓の機能障害を更生するため町外の医療機関に通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている方</p> <p>（２）市町村民税非課税者</p>
<p>【補助額】</p> <p>（１）公共交通機関の自動車及びバスによる場合は実費額</p> <p>（２）自家用車による場合は、１キロメートルにつき１０円</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>医療機関の通院証明を受け、印鑑・振込先口座の預金通帳を持参のうえ申請書を提出</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>申請→ 書類審査→ 交通費助成金支給</p>
<p>■担当部署</p> <p>保健福祉課福祉係 電話：０１５６－６９－２２２２</p>

<p>【制度名】</p> <p>障害者施設通所交通費助成制度</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>日常生活の介護や生活能力又は就労能力の向上のための訓練を行う施設に通所する障害者に対し、施設への通所に要した交通費を助成します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>町内に居住している者で、次の施設への通所者。</p> <p>（１）生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援又は就労継続支援のいずれかのサービスを提供する事業所</p> <p>（２）地域活動支援センターであって町外にある施設</p> <p>（３）その他町長が適当と認めた施設</p>
<p>【補助額】</p> <p>通所者が自宅から施設までの交通費について、最も合理的かつ経済的と認められる経路及び方法により、次の各号により算出した額を助成する。</p> <p>（１）公共交通機関の自動車及びバスによる場合は実費額とする。</p> <p>（２）自家用車による場合は、１キロメートルにつき１０円とする。</p> <p>（３）利用者父母会等による任意団体バス及び福祉有償運送を利用する場合は利用料に３分の２に乗じて得た額（円未満切捨）とする。ただし、助成額は月額１０,０００円を上限とする。</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>通所施設の証明を受け、印鑑・振込先口座の預金通帳を持参</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>申請→ 書類審査→ 交通費助成金支給</p>
<p>■担当部署</p> <p>保健福祉課福祉係 電話：０１５６－６９－２２２２</p>

<p>【制度名】</p> <p>重度身体障害者タクシー乗車券助成事業</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>障害者（児）の生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的に重度身体障害者タクシー乗車券交付事業を行います。</p> <p>（町内に事業所があるタクシーのみ対象）</p>
<p>【対象者】</p> <p>町に住民登録をしている方のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>（１）下肢障害により１級又は２級の身体障害者手帳を所持する者（児）</p> <p>（２）体幹機能障害により１級又は２級の身体障害者手帳を所持する者（児）</p> <p>（３）乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち、移動機能障害により１級又は２級の身体障害者手帳を所持する者（児）</p> <p>（４）上記（１）から（３）までの重複障害により身体障害者手帳１級又は２級の身体障害者手帳を所持する者（児）</p>
<p>【補助額】</p> <p>年額で 12,000 円（月額 1,000 円）分の乗車券を交付します。ただし、年度の途中で申請された方は、年度末までの月割りでの交付となります。</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>印鑑、身体障害者手帳</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>申請→書類審査→タクシー助成券交付</p>
<p>■担当部署</p> <p>保健福祉課福祉係 電話：０１５６－６９－２２２２</p>

<p>【制度名】</p> <p>心身障害児通所等交通費助成制度</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>言語障害及び心身の障害の機能回復訓練を行う施設に通・入所する児童（介護者１名を含む）に対し、施設への通・入所に要した交通費を助成します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>町に居住している方で、次の施設への通・入所者</p> <p>（１）障害児通所支援を行う施設</p> <p>（２）その他町長が適当と認める施設</p>
<p>【補助額】</p> <p>通・入所者が自宅から施設までの交通費について、最も合理的かつ経済的と認められる経路及び方法で、次により算出した額を助成する。</p> <p>（１）公共交通機関の自動車またはバスによる場合は実費額</p> <p>（２）自家用車利用の場合は、１キロメートルにつき１０円</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>通所施設の証明書、印鑑、振込先口座の通帳</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>申請→書類審査→交通費助成金支給</p>
<p>■担当部署</p> <p>保健福祉課福祉係 電話：０１５６－６９－２２２２</p>

<p>【制度名】</p> <p>高齢者タクシー乗車券助成事業</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>高齢者の生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的に、高齢者タクシー乗車券の交付を行います。 (町内に事業所があるタクシーのみ対象)</p>
<p>【対象者】</p> <p>清水町に住民登録をしている方で、65歳以上の介護保険に基づく要支援又は要介護の認定を受けている方、介護予防・生活支援サービスの対象者、65歳以上で運転免許証を自主返納した方。 ※但し、次の方は該当になりません。</p> <p>(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所者 (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)の入居者 (3) 重度身体障害者タクシー乗車券助成対象</p>
<p>【補助額】</p> <p>年額(年度)で12,000円(月額1,000円)分の乗車券を交付します。ただし、年度の途中で申請された方は、年度末までの月割りでの交付となります。</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>印鑑、介護保険被保険者証または、運転免許証を返納したことがわかるもの</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>申請→書類審査→高齢者タクシー乗車券の交付</p>
<p>■担当部署</p> <p>保健福祉課在宅支援係 電話：0156-69-2233</p>

<p>【制度名】</p> <p>高齢者介護用品購入費助成事業</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>自宅において重度の要介護者を介護している家族に対して、紙おむつ、紙パット、尿とりパットの購入費を助成します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>介護保険の要介護4または5の認定を受けている方を自宅で介護している方。 (生活保護や他の扶助制度により同様の助成を受けている方は除きます。)</p>
<p>【補助額】</p> <p>年額(年度)で78,000円(月額6,500円)分の高齢者介護用品購入助成券を交付します。ただし、年度の途中で申請された方は、年度末までの月割りでの交付となります。</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>印鑑、介護保険被保険者証</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>申請→書類審査→高齢者介護用品購入助成券の交付</p>
<p>■担当部署</p> <p>保健福祉課在宅支援係 電話：0156-69-2233</p>

<p>【制度名】</p> <p>インフルエンザ予防接種費用助成事業</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>高校生以下及び高齢者のインフルエンザ予防接種に係る費用について助成します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>○高校生以下～生後6か月から高校3年生に相当する年齢の方 ○高齢者　～満65歳以上になる方</p>
<p>【補助額】</p> <p>○高校生以下～全額助成 ○高齢者　～接種料金の一部（1,500円税込）を助成（※生活保護世帯の方は全額助成）</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>健康保険証</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>町内医療機関で町民であることを確認し、高校生以下は無料、高齢者は接種料金から助成額を差引いた額を負担していただきます。</p>
<p>■担当部署</p> <p>保健福祉課健康推進係　電話：0156-67-7320</p>

<p>【制度名】</p> <p>おたふくかぜ予防接種費用助成事業</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>おたふくかぜ予防接種に係る費用について助成します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>町内に住所を有する1歳から就学前の方</p>
<p>【補助額】</p> <p>全額助成</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>健康保険証、母子健康手帳</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>町内医療機関で町民であることを確認し、無料で予防接種を受けることができます。</p>
<p>■担当部署</p> <p>保健福祉課健康推進係　電話：0156-67-7320</p>

<p>【制度名】</p> <p>特定不妊治療費助成事業</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>特定不妊治療費に係る費用について助成します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>町内に住所を有し「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成の決定を受けた方</p>
<p>【補助額】</p> <p>治療費用から道の助成額を差し引いた額に対して、特定不妊治療費、男性不妊治療費それぞれ30万円を上限に助成</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>清水町特定不妊治療費助成金申請書、「北海道特定不妊治療費助成事業」の申請書、受診等証明書、助成決定指令書、印鑑、振込口座が確認できるもの（通帳）</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>申請→書類審査→助成金支給</p>
<p>■担当部署</p> <p>保健福祉課健康推進係 電話：0156-67-7320</p>

<p>【制度名】</p> <p>不育症治療費助成事業</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>産科または婦人科で実施する不育症の因子を特定する検査とその結果に基づく治療費用を助成します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>妻が町内に住所を有し、「北海道不育症治療費助成事業」による助成の決定を受けた方</p>
<p>【補助額】</p> <p>1回の検査・治療に要した費用から、道の助成額を差し引いた額に対して20万円を上限に助成</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>清水町不育症治療費助成金申請書、「北海道不育症治療費助成事業」の申請書、受診等証明書、助成決定指令書の各写し、印鑑、振込先口座が確認できるもの（通帳）</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>申請→書類審査→助成金支給</p>
<p>■担当部署</p> <p>保健福祉課健康推進係 電話：0156-67-7320</p>

<p>【制度名】</p> <p>妊婦健康診査受診費用助成事業</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>妊婦健診を受診した際の自己負担費用を全額助成します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>受診日に町内に在住している妊婦</p>
<p>【補助額】</p> <p>母子健康手帳に受診記録のある健診のうち保険適用外の費用（健診時の超音波検査費用を含む）を全額助成します。</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>健康診査受診費用助成金申請書、母子健康手帳、健康診査費用の領収書、印鑑、振込先口座の通帳</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>申請→ 書類審査→ 受診費用支給</p>
<p>■担当部署</p> <p>保健福祉課健康推進係 電話：0156-67-7320</p>

<p>【制度名】</p> <p>育成医療制度</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>18歳未満で、体に障がいや病気があり、手術等の治療で障がいの改善が期待できる子どもに対して、医療費の一部が公費で負担される場合があります。（ただし所得等の制限があります。）</p>
<p>【対象者】</p> <p>（1）肢体不自由、（2）視覚障害、（3）聴覚平衡機能障害、 （4）音声・言語・そしゃく機能障害、（5）内臓障害（心臓・腎臓・その他の内臓） （6）ひと免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害</p>
<p>【補助額】</p> <p>医療費の2割を負担します。</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>支給認定申請書、意見書（指定医療機関の医師が記入したもの。）、マイナンバーがわかるもの</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>申請→ 判定（指定機関）→ 認定証の発行</p>
<p>■担当部署</p> <p>子育て支援課児童保育係 電話：0156-69-2226</p>

【制度名】

子育て世帯定住促進住宅取得奨励金交付事業

【補助金の制度内容】

清水町への定住促進と地域経済の活性化を図るため、子育て世帯が自ら居住する目的で住宅を新築又は購入する者に対し、費用の一部を助成します。

【対象者】

次の全てに該当する方

- ・ 入居時に 15 歳以下の子がいる世帯（母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯も含む）。
- ・ 取得した住宅に 5 年以上継続して居住する世帯。
- ・ 住宅の新築又は中古住宅の取得に関し、移転補償を受けていない者。
- ・ 町税等を滞納していない者。
- ・ 過去にこの奨励金の交付を受けていない者。
- ・ 町暴力団排除条例に規定する暴力団員でない者。

【補助額】

- 新築・新築住宅の取得（取得価格が 500 万円以上）
 - ・ 町内業者が施工の場合 100 万円（現金 80 万円、商品券 20 万円）
 - ・ 町外業者が施工の場合 80 万円（現金 60 万円、商品券 20 万円）
 - 中古住宅の取得（取得価格が 250 万円以上で、同時に敷地の取得を行うもの）
 - ・ 50 万円（現金 45 万円、商品券 5 万円）
- ※商品券は、清水町ハーモニー商店会が発行する商品券を交付する。

【申請に必要なもの】

- ・ 市町村が発行する納税証明書
- ・ 世帯全員が記載されている住民票
- ・ 所有権が確認できる建物の登記事項証明書の写し
- ・ 住宅取得に係る領収書類
- ・ 併用住宅の場合、建物及び住宅部分の面積が確認できる平面図
- ・ 定住誓約書（様式第 2 号）
- ・ 母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯は、母子健康手帳の写し
- ・ その他町長が必要と認める書類

【交付までの流れ】

交付申請（対象住宅を取得し、入居後）→交付決定通知→交付請求→奨励金交付

■担当部署

商工観光課商工労政係 電話：0156-62-1156

<p>【制度名】</p> <p>紙おむつ購入費助成事業</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>子どもの出生を祝い、また経済的負担の軽減を図るため、子育てする世帯に紙おむつの購入費を助成します。（助成券を贈呈します。）</p>
<p>【対象者】</p> <p>子どもが生まれた世帯又は、転入された世帯</p>
<p>【補助額】</p> <p>1件につき1,000円×12枚=12,000円 ※転入された子どもは、満1歳までが対象月数となります。</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>印鑑</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>出生届を提出（転入届を提出）→ 購入助成券の交付</p>
<p>■担当部署</p> <p>子育て支援課児童保育係 電話：0156-69-2226</p>

<p>【制度名】</p> <p>子育てサポートしみず制度</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>子育ての手助けをしてほしい。子育てのお手伝いをしたい。その思いをつなぎあわせる制度で、あらかじめ登録が必要です。</p>
<p>【登録対象者】</p> <p>提供会員（援助する方） ～心身ともに健康で積極的に援助活動ができる満20歳以上の方 依頼会員（援助を受けたい）～生後3か月の乳児から小学生までの児童と同居している親族及び妊産婦</p>
<p>【補助額】</p> <p>利用料金の半額を助成します。 利用料金：通常1時間600円 ※土日・祝日、時間帯によって料金が変わります。（1時間600～800円） ※提供会員1名につき、兄弟3人までの預かりが可能</p>
<p>【登録に必要なもの】</p> <p>提供会員～入会申込書・写真 依頼会員～援助依頼申込書</p>
<p>【利用までの流れ】</p> <p>会員登録→ 援助活動依頼→ 事務局が援助活動依頼の調整→ 事務局立会いで事前打合せ→ 活動の実施・利用料の支払い→ 提供会員が事務局に活動報告書を提出</p>
<p>■担当部署</p> <p>子育て支援課子育て支援係 電話：0156-69-2226</p>

<p>【制度名】</p> <p>乳児保育金制度</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>町立保育所の入所年齢に達しない10か月未満のお子さんを個人に預け、保育料を支払っている場合に保育料の一部を助成します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>家族が保育をすることが出来ないため町内に在住する特定の個人（保護者の3親等以内の親族を除く）に預けた方で、条件を満たした場合。</p> <p>（1）保育時間は1日8時間以上であること。</p> <p>（2）保育日数は月20日以上で3か月以上継続して預けていること。</p>
<p>【補助額】</p> <p>保護者が支払った額の2分の1以内を支給する。（上限87,000円まで）</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>乳児保育申請書、印鑑、家庭状況申告書、世帯全員の稼働証明、世帯の月額収入の確認書類、振込口座通知書、保育料の領収証（初回申請は、3か月分、2回以降からは1か月分）</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>乳児保育金申請書など必要書類の提出→ 決定のお知らせ→ 指定口座への振込</p>
<p>■担当部署</p> <p>子育て支援課子育て支援係 電話：0156-69-2226</p>

<p>【制度名】</p> <p>児童手当</p>											
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>日本国内に住民登録がある児童の養育者へ現金を支給します。</p>											
<p>【対象者】</p> <p>中学生まで養育している保護者 （対象となる児童は、日本国内に住民登録がある中学修了までの児童）</p>											
<p>【補助額】（月額）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">3歳未満</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳～ 小学生</td> <td>1・2子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>3子以降</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>・特例給付（所得制限超過） 一律 5,000円</p> <p>・支給月 2月、6月、10月（4か月分）</p>	3歳未満		15,000円	3歳～ 小学生	1・2子	10,000円	3子以降	15,000円	中学生		10,000円
3歳未満		15,000円									
3歳～ 小学生	1・2子	10,000円									
	3子以降	15,000円									
中学生		10,000円									
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>健康保険証、印鑑、振込口座として使用する通帳の写し、マイナンバーがわかるもの</p>											
<p>【交付までの流れ】</p> <p>転入・出産時に戸籍窓口で申請</p>											
<p>■担当部署</p> <p>子育て支援課児童保育係 電話：0156-69-2226</p>											

【制度名】

児童扶養手当

【補助金の制度内容】

ひとり親家庭等の生活と自立の促進を支援することにより、子どもの健全な育成を図ることを目的に支給されます。（ただし、所得制限があります。）

【対象者】

次のいずれかに該当する子どもで、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども。

- (1) 父母が婚姻を解消した子ども
- (2) 父（母）が死亡した子ども
- (3) 父（母）が一定程度の障がいの状態にある子ども
- (4) 父（母）の生死が明らかでない子ども
- (5) その他、父（母）が1年以上遺棄している子ども。父（母）が1年以上拘禁されている子ども。婚姻によらないで生まれた子どもなど。

【補助額】（月額）

・子ども	1人目	42,330円
	2人目	5,000円
	3人目	3,000円

・支給月 4月、8月、12月（4か月分）

【申請に必要なもの】

年金手帳、振込先口座、戸籍、住民票、印鑑、マイナンバーがわかるもの

【交付までの流れ】

申請書と必要書類を提出→ 受理後、北海道へ進達し支給決定の可否

■担当部署

子育て支援課児童保育係 電話：0156-69-2226

<p>【制度名】</p> <p>特別児童扶養手当</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>満20歳未満で、身体や精神に一定の障がいがある子どもを養育している父母に支給されます。</p>
<p>【対象者】</p> <p>(1) 身体障害者手帳（1級～3級、4級～6級の一部）を所有している子ども</p> <p>(2) 療育手帳（A又はBの中度）を所持している子ども</p> <p>(3) 手帳を持っていなくても（1）～（2）と同等程度の疾病もしくは身体又は精神に障がいの子ども</p>
<p>【補助額】（月額）</p> <p>・ 1級 51,500円</p> <p> 2級 34,300円</p> <p>・ 支給月 4月、8月、12月 （4か月分）</p>
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>印鑑、戸籍、住民票、診断書（特別児童扶養手当用）、マイナンバーがわかるもの</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>申請書と必要書類を提出→ 受理後、北海道へ進達し支給決定の可否</p>
<p>■担当部署</p> <p>子育て支援課児童保育係 電話：0156-69-2226</p>

〈その他取り組み〉

●保育所等保育料第二子無料化

- ・児童が同一の世帯において兄または姉を持つ場合、当該児童の保育料は無料となります。
- ・保育所通所タクシーも同様の取り扱いとなります。
- ・幼稚園保育料も同様の取り扱いとなります。（入園料は無料にはなりません。）

※特別な申請書等は必要ありません。入所申込書により、判断をさせていただきます。

●学童クラブ保育料の無料

- ・入所基準
父母が家庭外で仕事をしているなどの理由により、昼間帰宅後のお子さんをみることができない家庭の児童に限られます。同居の親族等（祖父母等）がいてお子さんを見ることができる場合には入所できません。
- ・対象児童 小学1年生～小学6年生
- ・保育時間
平日 下校時～18:30
休校日 8:00～18:30
日曜日・祝日・年末年始は休所
※インフルエンザ等で臨時休校の場合や保育士研修会の日は休所。
- ・対象児童 小学1年生～6年生まで
- ・保育料 無料
- ・父母会
学童保育所入所児童の保護者による父母会があり、餅つきなどの独自事業を行っています。父母会では、おやつ代と年会費が必要です。

【制度名】 起業・雇用促進補助金
【補助金の制度内容】 企業立地促進条例の助成要件に到達しない小規模な工房等を想定とした起業を対象とする起業支援補助、雇用助成を行います。
【対象者】 次の全てに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・新規に事業を開始する方、若しくは事業拡大により増設する方 ・町内に住所を有する個人及び法人若しくは、新規に町内で事業を開始する個人及び法人 ・公害を防止するための適切な措置が講じられた事業を行なう方 ・新設に伴い雇用される、町内に住所を有する従業員数が1人以上の確保を見込まれるもの（増設にあつては現状の雇用人数を超えて町内に住所を有する者を雇用） ・資本金の額又は出資の総額が1千万以下の会社
【補助額】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1事業当たりの助成金額は、設備投資額の10%以内。ただし、農商工連携事業は5%を加算。また、清水町内業者の施工割合が5割以上の場合は5%を加算（限度額200万円） (2) 事業の営業開始に伴い雇用される従業員1名につき50万円。（限度額250万円、3年間）。北海道清水高等学校新卒者（卒業後3年以内）の雇用は、1名につき60万円（限度額300万円）。ただし、従業員は原則として3ヶ月以内に雇用された方で、引き続き1年を超えて雇用された常時雇用者をいう。ただし、町内に住所を有しないものは除く。 (3) 店舗等の改修においては、店舗改修費用の2分の1に相当する額とする。（100万円を限度とする。）ただし、(1)との重複は認めない。 (4) (1)から(3)において、国、道等及び町の補助金が交付されている場合は、その経費を除いたものを算出基礎額とする。 (5) 1事業当たりの補助金は、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。
【申請に必要なもの】 指定申請書
【交付までの流れ】 指定申請→ 補助指定通知→ 操業開始届→ 補助金交付申請（事業開始から1年を経過した後）→ 補助金交付決定→ 補助金交付
■担当部署 商工観光課商工労政係 電話：0156-62-1156

【制度名】 住宅リフォーム・太陽光発電システム導入奨励金交付事業
【補助金の制度内容】 町内業者の施工により住宅リフォーム又は太陽光発電システム導入を行うものに対して、清水町ハ ーモニーカード商店会が発行する商品券を交付します。
【対象者】 次の全てに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の住民基本台帳に登録されている者 ・ 住宅を対象とする工事の場合には、住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住している者。ただし、住宅以外を対象とする工事の対象が建物の場合には、建物の所有者、土地の場合には、土地の所有者とする ・ 町税等を滞納していない者 ・ 過去にこの奨励金の交付を受けていけない者
【補助額】 ○住宅リフォーム（対象外経費を除いた額が50万円以上の工事） <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に要した費用の10%に相当する額（千円未満切捨て）又は限度額10万円 ○太陽光発電システム導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に要した費用の5%に相当する額（千円未満切捨て）又は限度額5万円
【実施時期】 平成31年度まで
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる住宅又は土地の登記事項証明書の写し、若しくは課税台帳の写し等所有者が明らかとなる書類 ・ 申請者の完納証明書又は町税等の滞納がないことを証する書類 ・ 工事見積書の写し ・ 写真（工事前の状況を撮影したもの）
【交付までの流れ】 交付申請→ 交付決定通知→ 工事着手→ 工事完了→ 工事完了報告→ 現地検査→ 交付額 確定通知 → 奨励金（商品券）受領
■担当部署 商工観光課商工労政係 電話：0156-62-1156

<p>【制度名】 新規開店者・空き店舗活用開店者支援事業補助金</p>
<p>【補助金の制度内容】 清水町の市街地において新規開店又は、空き地等の取得、空き店舗など有効活用して新規開店する者に対し、費用の一部を補助します。 なお、店舗建築又は店舗改修工事については、町内建築業者が施工する工事が対象です。</p>
<p>【対象者】 清水町の対象区域内において、新規に開店しようとする小売・飲食・サービス等の事業者</p>
<p>【補助額】</p> <p>○新規開店者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得費用、店舗建築費用、空き店舗取得費用（取得する空き店舗の改修費も含む）の合計の20%に相当する額（百円未満切捨て）又は限度額200万円 ・店舗に係る固定資産税相当額を3年度分補助 <p>○空き店舗活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗改修費用の2/3以内の額（百円未満切捨て）又は限度額100万円 ・月額家賃の7/10以内の額（百円未満切捨て）又は限度額月額5万円を3年間補助 <p>○雇用助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開店に伴い町内に住所を有する新たな従業員の雇用があり、引き続き1年を超えて雇用される常時雇用者がいる場合は、従業員1名につき50万円を3年間補助する。ただし、北海道清水高等学校新卒者（卒業後3年以内の者）については、1名につき60万円とする。
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>○新規開店者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規（空き店舗活用）開店事業計画書、新築（増改築）工事契約書及び新築（増改築）工事費用見積書 <p>○空き店舗活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規（空き店舗活用）開店事業計画書、空き店舗の賃貸契約書、増改築工事契約書及び増改築工事費用見積書、空き店舗所有者の改築工事承諾書 <p>○雇用助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者の内訳（指定様式）、雇用保険被保険者証明及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知（事業主通知）書の写し、新規雇用者の住民票抄本、清水高等学校新卒者（卒業後3年以内の者）においては、卒業を証明する書類 ・対象となる住宅又は土地の登記事項証明書の写し、若しくは課税台帳の写し等所有者が明らかとなる書類
<p>【交付までの流れ】 交付申請→ 交付決定→ 工事等着手→ 工事等完了→ 開店→ 事業実績報告→ 補助金交付</p>
<p>【その他】 申請に必要な、新規（空き店舗活用）開店事業計画書には、商工会の推薦が必要なことから、事前に商工会と協議が必要です。</p>
<p>■担当部署 商工観光課商工労政係 電話：0156-62-1156</p>

【制度名】 農業施設整備奨励事業
【補助金の制度内容】 町内の建設業者等が施工する農業施設整備を行う者に対して、清水町ハーモニーカード商店会の発行する商品券を交付します。
【対象者】 次の全てに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化促進法第12条第4項により町の認定を受けた認定農業者で、かつ町内に住所を有する農業者（認定農業者が経営する経営体の構成員を含む。） ・ 整備する建物等の所有者 （原則所有者からの申請とする。所有者が死亡又は農業を引退している場合は、使用者からの申請も可とするが、その場合は申請者（使用者）が町税等を滞納していないことと、整備する施設の固定資産税を滞納していないことが要件となる。） ・ 町税等を滞納していない者
【補助額】 工事に要した費用の10%に相当する額（千円未満切捨て）又は限度額30万円
【実施時期】 平成31年度まで
【申請に必要なもの】 <ol style="list-style-type: none"> （1）交付申請書 （2）町内に住所を有することを証明する書類 （3）農業施設整備の対象となる施設又は土地の登記事項証明書の写し若しくは、課税台帳の写し等所有者が明らかとなる書類 （4）完納証明書の写し又は町税等の滞納がないことを証する書類 （5）工事請負契約書及び請負代金内訳書の写し又は工事見積書の写し <p>※申請書中の個人情報等調査及び確認について承諾する場合については、（2）から（4）までの書類を省略することができる。</p>
【交付までの流れ】 交付申請→ 交付決定通知→ 工事完了報告→ 交付額確定通知→ 交付
■担当部署 農林課農政係 電話：0156-62-2112

【制度名】 農畜産物等製品化分析費用補助金
【補助金の制度内容】 地域資源を活用した農畜産物等加工品の製造販売を目指す者が、研究機関等に成分、栄養等に関わる試験分析を委託する経費に対して補助します。
【対象者】 (1) 町内に住所を有し、農畜産物等加工品の製造販売を目指す者 (2) 町税及び使用料等の滞納がない者 (3) 当該事業において国又は道の補助を受けていない者
【補助額】 補助対象経費の2分の1以内とし、上限30万円(千円未満切捨て)
【申請に必要なもの】 (1) 交付申請書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 見積書の写し (5) 町内に住所を有することを証明する書類 (6) 完納証明書の写し又は町税等の滞納がないことを証する書類
【交付までの流れ】 交付申請 → 交付決定通知 → 実績報告 → 補助金額確定 → 交付
■担当部署 農林課農政係 電話：0156-62-2112

<p>【制度名】</p> <p>農村浄化槽設置推進事業補助金</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>本町の公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理区域外の地域における、農業者及び農村居住者又は法人が自己又は従業者の居住する住宅の合併処理浄化槽（し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽）の設置に対して補助します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>本町の公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理区域外の地域において、合併処理浄化槽（し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽）を設置しようとする町内に住所を有する個人又は法人</p>
<p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額以内の額（算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て） ・交付額の限度は5人槽 375,000円、6～7人槽 438,000円、8～10人槽 555,000円とする。 ・なお、町内業者が施工する場合は、交付額に10%を乗じた額を上乗せする。
<p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置届書の写し ・設置場所の見取図 ・住民票抄本（法人の場合は登記事項証明書の写し） ・町税完納証明書 ・住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書 ・工事請負契約書及び請負代金内訳書の写し ・浄化槽法による浄化槽工事業者登録簿の謄本 ・その他町長が必要と認める書類
<p>【交付までの流れ】</p> <p>交付申請→ 補助指令通知→ 実績報告→ 交付額決定→ 交付額決定通知→ 補助金交付</p>
<p>【その他】</p> <p>補助金の交付決定にあたり次の条件を付す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽は浄化槽法による形式認定を受けたものを使用すること。 ・合併処理浄化槽でBOD除去率 90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するものを設置すること。 ・浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届け出の審査、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けて合併処理浄化槽を設置すること。 ・住宅を借りている者は、賃貸人の承諾を得ること。 ・補助事業により設置した合併処理浄化槽は、浄化槽法の定める浄化槽の保守点検及び清掃を実施し、補助対象者の責任において管理しなければならないこと。 ・合併処理浄化槽等の設置工事は、浄化槽法の適用を受けている浄化槽工事業で原則として清水町内に事業所又は事業所を有しているものが行なうこと。
<p>■担当部署</p> <p>農林課農政係 電話：0156-62-2112</p>

【制度名】 家庭用浄水器等設置費補助金
【補助金の制度内容】 水道水未普及地域における井戸水の水質改善を図ることを目的に設置する家庭用浄水器等設置費用の一部を助成します。
【対象者】 本町の水道事業の給水区域外に居住し、飲料水用の井戸水を使用している個人で、厚生労働省の定める水道の水質基準を満たしていない方
【補助額】 浄水器等設置費の2分の1以内。ただし、限度額は13万円。
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質検査結果書（浄水器設置前）の写し（ただし、更新の場合は不要） ・ 補助金交付申請書 ・ 工事請負契約書及び請負代金の内訳書の写し
【交付までの流れ】 水質検査（設置前）→ 補助金交付申請→ 補助金交付決定→ 浄水器設置工事→ 水質検査（設置後）→ 補助金実績報告書→ 設置完了検査→ 補助金交付
【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・ この補助金を受けて設置した浄水器の更新を行う場合も補助します。 ・ 浄水器設置後の水質検査において、水質基準をクリアしなければ補助できません。 ・ 浄水器等のフィルターや薬品等の消耗品は、補助の対象外となります。
■担当部署 水道課業務係 電話：0156-62-1154

【制度名】

木造住宅耐震改修等補助金

【補助金の制度内容】

清水町耐震改修促進計画に基づき町内にある木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事を行う者に対し、その費用の一部を補助します。

【対象者】

○耐震診断

次の（１）～（７）いずれにも該当する住宅

- （１）木造の戸建て住宅又は併用住宅（延床面積の２分の１以上が居住のものに限る。）で昭和５６年５月３１日以前に着工した地上２階建てまでのものであること
- （２）所有者自ら居住しているものであること。
- （３）外壁の中心線から隣地境界又は道路境界までの水平距離が、７ｍ以内であること。
- （４）建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- （５）所有者が町税を滞納していないこと。
- （６）過去に清水町木造住宅耐震改修等補助金要綱に基づく補助金の交付を受けていないものであること。
- （７）他の国費補助金及び国費交付金の交付を受けていないものであること。

○耐震改修

- （１）前（１）～（７）までに該当するものであること。
- （２）耐震診断の結果、上部構造評点が１．０未満と診断されたものであること。

【補助額】

○耐震診断

補助限度額 ３万円（診断費が３万円未満の場合はその額） ※１,０００円未満は切り捨て

○耐震改修

耐震改修工事費が２０万円未満の場合	・・・その費用の額
耐震改修工事費が２０万円以上、２００万円以下の場合	・・・２０万円
耐震改修工事費が２００万円を超える場合	・・・耐震改修工事費の１０％ (３０万円を限度額とする)

【申請に必要なもの】

○耐震診断・・・次の（１）～（５）

○耐震改修・・・次の（１）～（４）、（６）～（９）

- （１）交付申請書、（２）登記事項証明書・評価証明書・建築確認通知書等、（３）申請書の住民の写し、（４）所有者の町税完納証明書、（５）耐震診断に係る見積書の写し、（６）耐震診断報告書（耐震診断員が行なったもの）、（７）案内図・配置図・平面図等（改修内容が記載されたもの）、（８）耐震改修計画書、（９）耐震改修工事に係る工事費見積書

【交付までの流れ】

○耐震診断

交付申請→ 決定通知→ 耐震診断の実施→ 実績報告書の提出→ 補助金交付

○耐震改修

耐震診断を実施→ 交付申請→ 決定通知→ 工事着工→ 実績報告書の提出→ 補助金交付

■担当部署

建設課建築係 電話：０１５６－６２－２１１３

<p>【制度名】 廃屋解体撤去事業補助金</p>
<p>【補助金の制度内容】 快適で良好な生活環境の中で町民が安心して暮らせる町づくりを図るため、火災や災害・犯罪等の発生が懸念される家屋等の所有者に対し、廃屋等の解体、撤去にかかる費用の一部を補助します。</p>
<p>【対象区域】 下水道認可計画区域及び御影集落排水処理計画区域</p>
<p>【対象者】 (1) 個人が所有する物件で、住宅等（住宅と同時に撤去する物置などを含む。）の用途としての機能を有さなくなったもの。ただし、当該物件が借地に建設されている場合は、土地所有者の同意を得ている物件であること。 (2) 町内の事業者により解体撤去を実施するものであること。（事業の実施は解体から運搬、処分まで町内事業者に限ります。） (3) 事業完了後、跡地の利用計画又は常に良好な管理を保証されるもの。 (4) 土地所有者が管理することが困難な場合は、上記（1）から（3）に加え適正な管理ができる土地管理人を指定すること。 (5) 公的補償費の対象家屋等ではなく、かつ、他の関連又は重複する補助がないこと。 (6) 補助申請者が家屋等の建て替えや賃貸目的のために行う解体でないこと。 (7) 事業の用に供していた家屋等でないこと。 (8) 補助金申請時において1年以上居住していないこと。 (9) 建築後概ね25年以上経過していること。 (10) 町税等の滞納がないこと。</p>
<p>【補助額】 補助金の額は、補助対象事業を行うために必要な経費で、5,500/㎡の額により算出された額の2分の1とし、50万円を限度とする。（千円未満の端数が生じるときは、その額を切り捨てるものとする。）</p>
<p>【実施時期】 平成27年度から平成29年度まで（3年間）</p>
<p>【申請に必要なもの】 (1) 補助金等交付申請書（別記第1号） (2) 解体撤去建物一覧（別記第1号その2） (3) 解体見積書の写し (4) 同意書（借地の場合） (5) 位置図・見取り図 (6) 土地管理人指定届（土地管理が困難な場合） (7) 廃屋解体撤去事業口座指定届</p>
<p>【交付までの流れ】 解体業者に見積もり依頼 → 町に申請書提出 → 認定審査会で審査 → 認定決定 → 解体 → 実績報告書を町に提出 → 補助確定</p>
<p>■担当部署 町民生活課生活環境係 電話：0156-62-1151</p>

<p>【制度名】</p> <p>奨学金貸付事業</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>本町の振興と発展に必要な人材の育成を図ることを目的として、向学心に燃え、十分な能力がありながら、経済的理由により修学困難な学生又は生徒に学資を無利子でお貸しします。</p>
<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が清水町に住民登録されていること ・大学（短大、大学院を含みます。）、高校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限2年以上の国公立学校）に在学する人 ・学業が優秀で健康であること ・経済的理由で修学が困難であること
<p>【貸与額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生、専修学校生 入学金 上限30万円 修学金 月額5万円以内（年4回に分けて貸与します。） ・高校生、高等専門学校生等 修学金 月額1万円以内（年4回に分けて貸与します。）
<p>【申請に必要なもの】</p> <p>○奨学金申請書 ○住民票謄本 ○世帯全員の所得を証明する書類 ○奨学生推薦書 ○合格通知書の写し又は在学証明書 ○町民税課税台帳閲覧同意書</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>申請書類提出→ 審査→ 決定→ 決定通知→ 奨学金貸与開始 償還は学校卒業後10年間</p>
<p>【その他】</p> <p>町内で農業・商工業の後継者、医療従事者、福祉従事者として、5年以上従事し、その後も従事する意志のある方について、償還額の一部又は全てを免除できる場合があります。</p>
<p>■担当部署</p> <p>学校教育課学校教育係 電話：0156-62-5138</p>

<p>【制度名】 就学奨励費支給事業</p>
<p>【補助金の制度内容】 学校教育法第19条の規定により、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒について必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図るため、修学旅行費、医療費（特定の疾病のみ）、新入学児童学用品費、学用品費、体育実技用費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費、自然教室事業（中学生のみ）を支給します。</p>
<p>【対象者】 小中学校に在籍し経済的に就学が困難と認められる世帯及び生活保護世帯の保護者</p>
<p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費等 ～小学校1年 53,590円 小学校2～6年 15,220円 中学校1年 71,990円 中学校2～3年 26,820円 ・体育用具費 ～小学校3年・6年・中学校3年 11,600円 上記以外の学年 5,800円 ・PTA会費 ～実費額（上限 小学校 3,380円 中学校 4,190円） ・クラブ活動費～実費額（上限 中学校 29,600円） ・生徒会費 ～実費額（上限 中学校 5,450円） ・修学旅行費、医療費（特定の疾病のみ）、給食費、自然教室事業費～実費額
<p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学奨励費申請書 ・口座振込依頼書
<p>【交付までの流れ】 就学奨励費申請書提出→（生活保護世帯以外の世帯～収入について認定基準の判定→ 認定世帯の決定）→ 就学奨励費支給額の決定通知→ 就学奨励費の支給（6月、10月、3月）</p>
<p>■担当部署 学校教育課学校教育係 電話：0156-62-5138</p>

<p>【制度名】</p> <p>父母負担軽減事業</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、小中学校の児童生徒の経費（修学旅行に係る経費の一部・スキー授業に係る経費・自転車通学者へのヘルメットの支給）について助成します。</p>
<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行に係る助成～小中学校の児童生徒の保護者 ○スキー授業に係る助成～小中学校の児童生徒 ○自転車通学者へのヘルメットの支給～小学校3年生以上で申請により自転車通学が許可された児童
<p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行に係る助成 （小学校） 上限 2,570 円（見学等に関する経費 1,620 円＋旅行取扱いに関する経費 950 円） （中学校） 上限 6,250 円（見学等に関する経費 3,500 円＋旅行取扱いに関する経費 2,750 円） ○スキー授業に係る助成 予算の範囲で、スキー授業に係るリフト代、スキーレンタル代、保険代、外部指導者への謝礼などを各学校へ支給。 ○自転車通学者へのヘルメットの支給 教育委員会でヘルメットを購入し支給。
<p>【交付までの流れ】</p> <p>各学校を通じて助成します。</p>
<p>■担当部署</p> <p>学校教育課学校教育係 電話：0156-62-5138</p>

<p>【制度名】</p> <p>中学生各種大会派遣助成事業</p>
<p>【補助金の制度内容】</p> <p>中体連、中文連及び町または町教委主催の全道・全国大会の出場に係る生徒及び引率者（管外大会のみ、中体連に登録した外部指導者含む）に対して、大会参加料、旅費、宿泊費等（実費）を助成します。</p>
<p>【対象者】</p> <p>スポーツ及び芸術文化部門の各種大会に参加する中学校生徒及び部活動指導者</p>
<p>【補助額】</p> <p>各種大会等の出場のための移動にかかる経費及び参加料を支給。 ・移動に係る経費～交通費、宿泊料の実費額（生徒は8,000円を上限額とする）</p>
<p>【交付までの流れ】</p> <p>各中学校を通じて助成します。</p>
<p>■担当部署</p> <p>学校教育課学校教育係 電話：0156-62-5138</p>

<p>【制度名】 マイプラン講座事業</p>
<p>【補助金の制度内容】 町民の団体の希望する学習を支援し、公開することで、地域住民の学習意欲に応え、生涯学習の推進を図るため、講座の講師料を助成します。</p>
<p>【対象者】 次の全てに該当する方 ・町内在住、在勤者5人以上で構成する新たな団体</p>
<p>【補助額】 講座の講師料として1回につき5,000円以内を交付。ただし、講座は年1講座で回数は4回までとする。</p>
<p>【申請に必要なもの】 開設申請書</p>
<p>【交付までの流れ】 開設申請→ 開設決定通知→ 講座開始→ 実施報告→ 講座開設費用交付</p>
<p>【その他】 講座は、町広報等に掲載して広く参加者を募ること。 公民館等の使用料は免除することができます。</p>
<p>■担当部署 社会教育課社会教育係 電話：0156-62-5115</p>

編集：北海道清水町企画課

〒089-0192

北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地

TEL：0156-62-2114

FAX：0156-62-5116